



# 増えています！イノシシによる農作物被害 — 知る・防ぐ・知らせる 3つの対策 —

SDGs GOAL 15 陸の豊かさも守ろう

昨秋から、市内でイノシシによる農作物被害が拡大しています。  
「①イノシシの特徴を知る、②農地への進入を防ぐ、③被害の状況を市に知らせる」の3つの対策を徹底し、農作物をイノシシ被害から守りましょう。



イノシシに荒らされたと思われる農地

## ①イノシシの特徴を知る

イノシシは「頭がよく・臆病・慣れる」動物です。「夜間～明け方に活動、エサがある場所を覚える、安全な場所と判断すると執着する」という行動の特徴があります。



## ②農地への進入を防ぐ

- ①エサになるものを残さない... 収穫した野菜の残り、くず野菜を放置しない。家庭菜園も要注意です。
- ②見通しをよくする..... 茂みはイノシシの隠れ家となります。畦畔や農地周辺の草刈りを行いましょう。
- ③電気柵を正しく設置する..... 電気柵の一番下の段の高さは地面から15～20cmとしましょう。また、電線に草が触れると電圧が落ちるため、こまめに下草処理をしましょう。

### 電気柵は「電圧」が重要です

電気柵の耐用年数は8年です。経年劣化により、本来の効果が得られない場合があります。電圧目安である4000V以上が確認してみましょう。  
市役所農林課では、「電圧チェッカー」を保有していますので、電圧を確認したい人は、問い合わせ先まで連絡してください。



## 事前に申請を 電気柵または防護網の設置に係る補助制度

市では、イノシシからの農作物被害を防ぐため、電気柵または防護網の設置に対する経費を助成しています。助成を受ける場合は設置する前に申請が必要です。事前に市役所農林課へご相談ください。

### 鳥獣被害防止総合対策交付金

対象 3戸以上で組織する組合など

#### 補助内容

集落のまとまった農地に、電気柵または防護網を設置する場合に資材を貸与。



### 鳥獣被害防止対策事業費補助金

対象 販売農家、自家消費の農家、農業法人および任意組合

#### 補助内容

電気柵または防護網の設置に対する経費  
販売農家：補助率1/2、上限10万円  
自家消費農家：補助率1/3、上限5万円  
農業法人および任意組合：補助率1/2、上限50万円

## ③被害の状況を市に知らせる

市では、毎年4月から9月までの間、「陸前高田市鳥獣被害対策実施隊」と連携し、銃やわなによるイノシシの捕獲を行っており、本年度は17頭捕獲しています。

イノシシは土を掘り起こして農地を荒らすのが特徴です。「イノシシによる被害を受けた」と思われる場合は、問い合わせ先まで連絡してください。

問い合わせ先 市役所農林課農政係(内線477・478)



# 引っ越しの際は住所の異動手続きを忘れずに

SDGs GOAL 16 平和と公正をすべての人に

入学や就職、転勤などで引っ越しした人は、原則として引っ越し先の場所が住所地となります。住民票の異動の届け出は、国民健康保険や国民年金、選挙人名簿への登録など日常生活と密接な関係がある大切な手続きです。

届け出をしないと、必要な公的サービスを受けられなかったり、新住所地で選挙の投票をすることができませんので、忘れずに手続きを行いましょう。

また、住民異動届を提出する際は、マイナンバーカードの住所の変更も忘れずにいきましょう。

### 引っ越し前の市区町村

#### 【転出前】

住民異動届を提出し、転出証明書を受け取る。



### 引っ越し後の市区町村

#### 【転入した日から14日以内】

転出証明書を添えて、住民異動届を提出する。

## 引っ越し手続きは、マイナポータルでもできます(転出届・転入予約)

マイナンバーカードを所有している人は、マイナポータルからオンラインで転出届および転入予約(来庁予定の連絡)ができます。詳しくは、デジタル庁ホームページをご覧ください。

※マイナポータルを通じて転出届の提出をした後は、別途、転入先市区町村の窓口で転入届などの手続きが必要です。

問い合わせ先 市役所市民課市民係(内線133・134)

引っ越し手続きについて(マイナポータル)



引っ越し手続き オンラインサービス(デジタル庁)



# 就職や退職した場合には国民年金の届出を忘れずに!

SDGs GOAL 3 すべての人に健康と福祉を

国民年金は、国内に住所を有する20歳以上60歳未満の人が加入する制度です。

新年度の初めは就職や退職など異動の多い時期です。届け出をしないと、将来、年金を受けられなくなることもありますので忘れずに手続きをしましょう。

こんなとき	どんな手続き
就職したとき	職場で厚生年金への加入手続き
退職したとき	市役所で国民年金への加入手続き(扶養となっていた配偶者も第1号被保険者(※1)への変更手続き)
厚生年金加入中の配偶者の被扶養者となったとき	配偶者の職場で、第3号被保険者(※2)への変更手続き
扶養者である配偶者の職場が変わったとき	新しい職場で、第3号被保険者の手続き
配偶者の扶養から外れたとき(自身が厚生年金に加入する場合以外)	第3号被保険者から第1号被保険者への変更手続き

※1 自営業者、農林漁業者、学生、フリーター、無職 ※2 厚生年金、共済年金加入者に扶養されている配偶者

## 学生納付特例制度のお知らせ

学生の場合は、本人の所得が一定額以下であれば、国民年金保険料の納付が4月から翌年3月まで猶予されます。制度の利用を希望する人は、住民票がある市町村窓口で手続きをしてください。

なお、承認を受けた翌年度も在学予定で、引き続き制度の利用を希望する人は、4月上旬に送付される再申請の用紙に必要事項を記入し、提出してください。

対象：大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、特別支援学校、各種学校(修業年限が1年以上である課程)のいずれかに在籍する人

必要なもの：学生証(写し可)、在学証明書(写し不可)

問い合わせ先 市役所市民課国保年金係(内線134)